

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

第 9 回 議会改革推進特別委員会

平成 26 年 8 月 29 日（金）

9 時 31 分～11 時 06 分

第 4 委 員 会 室

- 【出席者】 江角委員長、平石副委員長
足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員、
佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員
- 【議長団】 原田議長、澁谷副議長
- 【委員外議員】
- 【事務局】 三浦局長、小川書記、外浦書記

議 題

1 浜田市議会基本条例の検討について

2 検討項目の確認について

3 その他

【議事の経過】

(開議 9時 31分)

江角委員長 おはようございます。第9回目になります議会改革推進特別委員会を開催いたします。前回のところで一番日程的に良いということで今日にさせていただきます。後半で会議が入っているということもあったため9時半の開催になりました。岡本委員が欠席ですが始めさせていただきます。野藤さんは11時半ごろでしたか。

野藤委員 はい。

江角委員長 極力その辺りを目指して終われるようにしたいと思いますが、延びる場合もあるかもしれないので、その時はご了承ください。前回確認したように、今日は議会基本条例の検討の関係ということで一つ議論したいと思えます。2番目に検討項目の整理ということでやらせていただきます。それから、委員から基本条例を議論するにあたって他の議会にて最近特筆するような条例はないかという提起もあり、事務局の方で用意させていただきました。

冒頭に確認しておきたいのですが、議題1については、まさに基本条例の条文の最後辺り、見直し手続き第25条で「議会は一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする」という条文になっていますが、議会運営委員会の中で、その検討なり見直しなりをこの委員会へと付託を受けており、そのためにここで議論するものですので、その点をまずご確認いただきたいと思えます。

1. 浜田市議会基本条例の検討について

江角委員長 では議題1について。条文を作って出しているのと、先ほど言った他の条例のこともあるので、まず議論を進めやすくするために今日出していただいた資料の、他の自治体の動向、資料がありますが、これについて事務局から説明していただき、それも参考にしながらざらっと条文を流して検討したいと思えますので、よろしくをお願いします。

小川次長 では資料の2番目についている「議会改革白書2013版」よりということで、2012年に制定された議会基本条例です。107の議会で議会基本条例が2012年には制定されたという形で、これが一番新しい資料です。実はこの後、2013年中に作成された基本条例がどのくらいあるかというのは聞くとところによると議会改革白書2014年版が…2013年版は7月に出たので今年も7月かと思ったら出なくて9月頃になると聞いているので、それが出たらまた情報提供したいと思えますが、一応今ある資料としては2013年版ということでよろしくをお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

詳しくは読んでいただければ。端的にかいつまんで説明させていただきました。

江角委員長 次長から説明していただきました。まず浜田の基本条例に謳い込んでいくために検討した方が良くはないかというようなことが、いまざらっ

と説明された中でもしあれば出してもらって。いずれにしても今日結論を出すことにはならないので、また今後出されたものがあれば検討して、盛り込めるものがあれば盛り込んでいったらと。何かありますか。森谷委員。

森谷委員 情報公開ということは関係ないですか。もっと言って良いですか。内容を深く。

江角委員長 ちょっと待ってください。いま説明があった中で少し取り入れた方が良いのではないか、検討した方が良いのではないかというものがあれば先にちょっと。後でこちらに移りますので。佐々木委員。

佐々木委員 感覚なのですが、どれも確かにそう言われればそうかなという内容ばかりだとは思いますが、特にこれは良いなと思ったのは、78 ページ、請願・陳情採択のフォローアップですね。ただ、それは良いことだと議会議決するだけでなく、市長にそういったことを求めていくというのは、確かに市民の請願・陳情の制度を上げるとともに、より市民側に立った議会の大きな力になるのではないかと。ちょっと感覚的ですが。

江角委員長 今朝も打合せの時に副委員長から、これ重要なことではないかと話していました。これもまた、意見もあるので今後検討したいと思います。他にございますか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員 決算監査における付帯意見のことが何ページだったかな。議会の評価、ではないよね。

小川次長 77 ページ右下の、坂戸市のところは、決算審査で議会が事業等の評価を行ってそれを市長に示すという形。これがうちで言うところの、今やっている付帯意見にあたるのかなと。

牛尾昭委員 だから、今まで決算の中の付帯意見、活字による意見と口頭によるものをまずやっていきたいのですが、やはりこうして埼玉県坂戸市だけ、基本条例に謳い込むというのは一定の議会の見解を客観的に示すということにも繋がるのかなと。合わせて、改選後、今議会から全員参加で予算決算常任委員会に衣替えしたということもあるので、この辺充分検討する余地があるのではないかと思います。

江角委員長 はい。実際に動き出してもいますし、やってもいる内容なので、これはまた新たに動き出そうという案件ではないと思います。また検討したいと思います。森谷委員すみません、こちらの方での関係ではいかがですか。

森谷委員 こっちって何です。

江角委員長 いまの、説明された資料の。

森谷委員 はいそうです。

江角委員長 条文ではないの。だったらすみません間違いです。浜田市の条例かと思いました。あればちょっと。

森谷委員 76 ページ(3)。これは当たり前前で今更言うことではないと思いますが、それが歪に、浜田市の場合は決まっているような気がするので、決定させるということが必要なのではないかと考えています。詳しく言った方が良ければいくらでも言えますが。

江角委員長 歪にというのは。

森谷委員 例えば、政倫審で非公開になっていたりすることがあるでしょう。私は

そのことを感じました。

平石副委員長

その話はこっちの基本条例の…。

森谷委員

いや、基本条例にも政倫審のこと書いてあるので…。

平石副委員長

だから今言っているのは、この資料をもとに説明した内容について、浜田市の方に挙がっていない条例がここに出ているので、これを検討したらどうかという話を今しているのですよ。森谷委員が言われようとしているのは、うちの基本条例のそういった細かい所をもっと詰めないといけないのではないかということと言われようとしているわけですよ。

森谷委員

細かいことを詰めるのではなくて。

平石副委員長

倫理条例とか。

森谷委員

ここはうちにあるところもないところも全部出ていますから、別にないところだけ言うのではないと思って言ったのですけど。駄目だったら聞かなかったことにしてください。

平石副委員長

分かりました。

江角委員長

こちらの条文の中にも政倫審の関係もあるので。中身をここで検討することにはならないとは思いますが。そこでもまた。

森谷委員

はい。

江角委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、今何点か出された意見も今度の見直しの条例に加えるかどうかについては、今後議論を深めたいと思います。また、今日初めて配っていただいた資料ですので、また目を通していただき、新たにまた今度の会議辺り、最後になるかもしれませんが、また追加するものがあれば出していただきたいと思います。一応この件についてはおきたいと思います。

先ほど、条文もまたちょっと、最後の所の読み上げた所で言うと、目的は達成されているかということもあるので、そういった点も踏まえて議論していただき、条例の条文として見直しができるかも大事ですが、実際にできていないことをできるようにすることも大事だと思いますので、ご意見いただきたいと思います。

これも、今日目を通してきていただきたいということで言っていますが、なかなかぱっと出てこないかもしれませんが、少し追って、出している条例の検討結果ということが書いてあるものを使って、少しご意見を出していただきたいと思います。

まず、進め方が、大変長いので論議していくにはあれですが、前文の所と第1章、総則が大変短いので、これについて読まれてきて何か修正なり、改善なり、補強なり、ご意見がある方は出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。基本条例の前段に書かれてある文章と、第1章、総則の所です。小川委員。

小川委員

附則の次の初っ端の枕詞の部分ですが、「地方分権の時代を迎え」という文が、どうも恐らくこの表現というのは、ちょうど民主党政権になって以降そういうのが色濃くなったのですが、また自民政権に戻ってからはあまりこの辺のことを実感できないような雰囲気があるのです。僕だけが

そう感じるのかもしれませんが、何となく今の情勢から言うところの「地方分権の時代を迎え」という時代の感覚というのが、そぐわない感じがしたもので。3年前にはまだこういう流れが感じられたのかもしれませんが、私個人的にはちょっと感じられないなと思ったもので、どうかなということで意見として言わせていただきます。

江角委員長

先ほど次長から説明してもらった資料等を見ても、二元代表制としての議会の役割を明文化していこうということで、新たにどんどんできあがって行って、という流れも含めて、地方分権というかむしろ地方主権なのだというような意味合いもまえがきで出ていますので。個人の感覚でどう捉えるかということもありますが、全体的な流れは地方分権を我々が意識してこの条例を作ってきているので、そういった形で、この字句を削除するとかしないとかということにはならないと思いますので。意見としてはうかがっておきたいと思います。

小川委員

分かりました。

江角委員長

はい、小川次長。

小川次長

補足ですが、小川委員が言われるように、一時期ほど地方分権が叫ばれることは確かに少なくなったかもしれませんが、今回の議会でも子育て三法の基準等は全部市町村条例で定めるような形で、ここ2年ぐらい、議員になられてからずっとそういう、道路の基準とか色んな基準を全部、今まで国の基準に沿ってやれば良かったのが、全部市町村で責任持って基準を定めてやりなさいというのがずっと一杯出てきていますよね。地方分権一括法の関係で、今第4次まで出て、多分今からもまだまだ市町村で責任を持って基準を作って自分たちで責任を持ってやりなさいという部分は増えてくるのだと思います。従って地方分権は確かに一時期ほどは叫ばれなくなりましたが、着々と進んでいっているのだろうと、行政側から見るとそのように捉えています。

小川委員

よく分かりました。

江角委員長

牛尾昭委員。

牛尾昭委員

関連なのですが、3年前に色々と足りない知恵を絞り上げてこの前文を皆で作ったのですが。いま小川さんが言われる、例えば2016年の、子ども子育て三法に関連で言えば、義務教育を例えば5・4であるとか4・3・2であるとかというのは地方自治体の裁量に任せますよということ、政府もやがてそういう方針決定するということなので、地方自ら考えて決めるということを求められている時代なので、地方分権の時代にもう入っている、逆に言えば地方分権の時代にもう突入している、迎えという表現はもしかすると、もうちょっと違う表現が良いのかなとは思いますが。まさに突入している、適当な文言があればその辺を少し触っても良いかなという感じがするのですが。

江角委員長

佐々木委員。

佐々木委員

牛尾昭委員が言われたとおりだと僕も思うので。地方分権がもう当たり前で、ますます進めなければいけないというような意味合いの方が、むしろ適当なのかなと思いました。牛尾昭委員が言われたように4次まで進ん

でいるし、どんどん自治事務自体も増えてきてるわけなので、色んな政策も地方で考えなさいという時代なので、そういった時代に的確に応えていくというような意味合いの文言の方が良いのかなと。

江角委員長

どういう結果になるかは別として、検討するという事で良いですか。
(「はい」という声あり)

分かりました。色々ご意見ありますが、他にありますか。またこれは持ち帰ってもう一度見ていただくという事でお願いしておきたいと思えます。時間がありますので。

次の2章の関係ですが、議会の活動原則、それから…。

小川次長

16条まで活動原則になっていますので。

江角委員長

議会の活動原則、議会改革の推進、まあ1ついこうか。議会の活動原則で何かご意見はございますか。森谷委員。

森谷委員

活動原則というのは、何条のことですか。

江角委員長

第2章の、ページで言うと2ページの、議会の活動原則ということで第3条。

森谷委員

3条だけのことですか。

江角委員長

はい。ちょっと流していきたくと思います。ある所を言ってください。4条、議会改革の推進。これはまあここでやっている最中で。それから第5条、危機管理。次長。

小川次長

第5条については、第2項第1号で、災害が起きた場合は必要に応じて議員により協議の他、調整を行う組織を設置する。そういう形で書いてあります。これについてはご承知のとおり議会の対応についてマニュアルも作っていますし、支援本部を作るというようにこれは整備をしてあるという形でご確認をお願いしたいと思います。

江角委員長

また今後あれば出してください。次の第6条3ページ、会派。森谷委員。

森谷委員

その4項ですが、属さない議員の意見が反映されるように配慮する、とあるのですが、これは配慮するより一歩進めて、普通に委員として参加できるようにして欲しい。するべきかなと思います。

江角委員長

いまのご意見に対して何かございますか。

牛尾昭委員

意見だけ聞いておきましょう。

江角委員長

ではまた、多少このところも議論するという事で。次の7条、議員と市長等の関係。一般質問もございます。次長。

小川次長

これについても第2号のところに反問の関係が載せてあります。反問についても、前回の議会から反問の取扱いについて色々定めて反問権が行使できるようにしていますので、整理ができています部分だと思っています。

江角委員長

牛尾昭委員。

牛尾昭委員

一般質問の割り方が問題なのですが、現実問題として、なぜ一問一答方式にしたかということもあるので。具体的な事例を挙げると申し訳ないのだけど、例えば定められた時間にもあまりにも質問が多いと、執行部との議論がかみ合わないというか、中途半端に終わってしまうという事例が最近よく見られます。ですからその辺を、どこで議論するのが良いか。とりあえずこの特別委員会で議論させてもらいながら議運に上げて、議運の中で

決めるのが方法なのかなと思います。最近少しこの辺が乱れているような。例えば森谷委員さんの機関銃のような質問。限られた時間があるので、答弁と質問がかみ合わないような現象がありますね。それに対して市民から批判があるという現実があるわけで。この辺は市民に分かりやすいような、限られた時間の中で一般質問をやるというのが我々の責務ではないかと思うので、この辺も議論する必要があるのではないかと思います。

江角委員長

条文の見直しではなくて、冒頭に言ったような形で検証や、上手くいつているかということも含めて、また…。

牛尾昭委員

この条文が守られているかどうかというのを、どこかで確認しなければいけないと思います。

江角委員長

なかなか、一括質問一括答弁の時代が分からない方もおられると思いますが。改革の一環として一問一答方式に変えたというのは、その課題で執行部との議論を深めていくということが主眼だったし、分かりやすくということでもあったので。個別の質問ということではなく、全般の一般質問のあり方みたいなところでは一度議論しておきたいと思います。他にございますか。

(「なし」という声あり)

では次の、3ページの下。議会審議における論点整理、第8条。森谷委員。

森谷委員

直接ストライクではないのですが、(3)、(4)がありますね。他の地方公共団体の類似する政策とか市民参加。これは全てについて明らかに他の公共団体と違う時には、ある程度の理由付けがないといけないと思いました。長く喋ろうと思えば喋れますけどやめます。

江角委員長

これも段々と進化して、シートが付くようになっていて。予算等の説明資料なんかも含めて。それに色んなことが、どこのを参考にさせてもらったとかいうようなことも書いて。提言をして向こうがやるようになっているということなので、また参考にしたいと思います。はい次長。

小川次長

浜田市の当初予算の時に出す事業計画・事業説明書。他の所と比べても全然良いと思います。この論点をしっかり載せてもらうように財政とも事務局の方で話をして、これが論点なので、これはできるだけちゃんと載せるようにしてくださいということで、昨年もう1回議会改革協議でシートも全部見直していただき、事業説明書も前年度比較もできる形に直してもらっています。他の所から視察に来られた方がちょっと見られたりすると、これすごいですねと言われます。ですからあの事業説明書・事業シートについては、すごく進んでいるのだろうと。全国でもトップレベルではないかという自負を実はしていて。こういう先進的なことはずっと続けていきたいなど。財政と協議しながらももっとも良いものができれば、もっともっと話をしていく余地はあるのかなと。そのためにも、これも載せたら良いかこれも載せたら良いかというのは、この文の論点整理の中で。今まで言われた部分を全部財政当局にぶつけて、財政課が作ってくれて、どうだと持ってきて、検討して、これ良いなという分で作っているの、なかなかすぐにまたごろっと変わることはないと思いますが、非常に良いもの

だと評価もいただいているし、自負もしているというということは是非言っておきたいなと思います。

江角委員長

7点、括弧書きであります。また持ち帰ってもらって、特段追加するようなものがあつたりすれば、また今度の時に聞かせていただきたいと思ひます。なかなか細かい所を執行部に求めても大変なので、特段ということにさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひします。

では次の、第9条、予算及び決算における説明。これもやり方を変えて、当初予算の時は全協でだったかな。

小川次長

当初予算の時は、事業説明は全て全協で時間を取ってやってもらうようにしたので、今までの本会議の中でかいつまんでぽんぽんとやるのではなくて、説明ができるようになっていまして、今までに比べると進化していると思ひていまして。

江角委員長

これも今期からやるんだよね。

小川次長

そうです。

江角委員長

だからまだ1回しか経験してないので、ピンとこなかったのですが。これも進化していると思ひます。これはまだ1年ですので、やりながらまた気が付いたことがあれば、どこかで議運へ提起してもらうようなことになるかもしれませんが、これは見守りたいということによろしいですか。

(「はい」という声あり)

それから第10条、自由討議による合意形成ですが、これについてご意見ございますか。自由討議とは一体どういうものなのかということもあるかと思ひますが。委員会あたりでは、よく請願の審査等もフリーでお互いの意見を述べ合つたりという場合も見られますので、本会議でまだ出ているわけではないですが。

西村委員

これは 条文がどうのこうのというよりは現実論かもしれない。

江角委員長

まだ本会議でどのようなやり方にするのかというのが出てないね。

小川次長

これについては、改革の検討項目の方に、自由討議のあり方について検討する形になっていまして。ちょっとその辺は次にしておかないと、議会運営上、議事進行ができなくなりますので、決めてからでないとな本会議では難しいかなと。委員会は先ほど言われましたように、こういう意見があれば他の議員さんが、そうではなくてこうだろうという意見交換をされることはあるので、やっているとは思ひますが。委員会は良いのですが、本会議はやはり議事運営がありますから。

江角委員長

場合によっては執行部に退席してもらって、議員の中で自由討議となつたりするので。もしやろうとすればね。これまた改革の検討項目の中に、入っているのかな。

小川次長

入っています。

江角委員長

ということで、ちょっと難しい問題でもありますので。どう活用するかという意味ですので。それから第11条、政策討論会について、どうでしょうか。次長。

小川次長

これも政策討論会規定を作つて、制度的には委員さんもしくは会派から、幹事会の会長に申し出て、これについて討論したいということがあれば、

委員全員で政策討論して条例化に向けても討議できるという形に、制度的には作ってありますので、これはできているものだと。

江角委員長

若干、先般牛尾昭委員から、酒蔵の…。どこまで駄目か分かりませんが、実際にやるのかどうかは相談しますが、これもどのように活用していくかということだろうと思います。次の第 12 条、委員会の活動について、お願いします。森谷委員。

森谷委員

書いてあることはそのとおりでありますが、落とし込みがないようだと思います。何のことを言っているかという、視察等に行った時の情報が、公開というよりもあそこに入って終わりみたいな。提出して終わりみたいなところがあるので。公開と書いてある以上は、インターネットで公開して市民にも見えるようにしてあげるとか。執行部にも、折角税金を出していただいたので見られるようにしてあげるとか。逆に、執行部の勉強会等も見られる範囲で見て確認したいなど。勉強のために見せて欲しいなという気がするのですが。私はこれが問題があるかなと思うのですけどね。お題目は良いと思います。

江角委員長

はい。

平石副委員長

以前、委員会で視察等に行った時なんかは、特にという物を持ち帰った場合とかいうのは、今まで執行部を全協室に呼んで、こういうことがあったのでどうかという意見交換をさせてもらっていますので、それは今後も言ってもらえばできると思います。この件については。

江角委員長

森谷委員。

森谷委員

ちょっと待って。私は全資料を提供しているのですが、他のを見ると報告書のぺらぺらぐらいで、内容がいまいち分からないなと思いました。

江角委員長

公開のあり方も含めてまた今後議論しようということでの一環だと思うので。これも少し具体化ができるような努力はしたいと思いますが。条文ではないということですので、また参考に。

次の第 13 条、調査会の活用ということで。これも、視察に来られたら議会の方から、視察に行った所にも言われたのですが、調査会が多いですねということは言われています。多いのは議会初日の冒頭に 1 回あそこでやるので、回数が多くなる面もあるのでしょうか。それこそ活用されていると思います。

小川次長

議会 1 ヶ月前には調査会を必ずやってそれまでの中間報告も必ずしてもらいますし、所管事務もこういうことやろうかともやっていますので、うちの調査会、いわゆる他の所で言うと委員会協議会とか色んな名称がありますが、調査会をよく活用されている方だと思っています。

江角委員長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

はい。では次、第 14 条の議会広報の充実。広報委員の皆さん何か。森谷委員。

森谷委員

これも書いてあることはこのとおりで何も問題ないのですが、落とし込みについて、総論賛成・各論反対みたいなものがありますが、それに似たイメージで、例えば前回の議運でも、簡単なビデオカメラで YouTube アップ公

開というのは先送りみたいになっているので。拙速、早くやるということも大切なことではないかと思うので。落とし込みに問題があると思います。落とし込みに欠陥があると何も意味がありませんのでね。

江角委員長

はい、参考にしたいと思います。この点はよろしいですか。

(「はい」という声あり)

次の、第 15 条、議会図書室。これは、この条例案を作って市民の皆さんから意見を聞いた時に、あんな立派な図書館を作ろうとしている時に議会の図書室が必要なかと言われたのですが、後で調べてみると作らなければいけないということになっているらしいですね。議会には図書室を。だからなくすというわけには多分いかないわけで。実際に勉強するために活用した方が良いでしょうと思いますけど、覗いたこともない人もおられるのではないかと。局長の部屋にある方が。

三浦局長

使いやすいので、なるべくあちらであるものを見てもらうような物は、今の運用としては出して、なるべく目を通してもらえるようにはしようと思います。折角差替え等やってもらって新しい情報を入れているのが図書室にありますので、情報提供は積極的にしたいと思っています。

江角委員長

それとどんなものがあるかということも整理されていますので、また勉強される際には見てもらって、活用してもらいたいと思います。まさに、できるだけ充実を図ってということですので。これはいいですかね。

(「はい」という声あり)

それから次の、議会事務局の体制整備。ご意見ございますか、事務局の方。いいですか。

牛尾昭委員

今日もらった資料の中で、議長が執行部に対して、今の流れでいくと市長部局から人事は、市長部局が色々頼まれて議会にお見えになって一応議長が任命をするという形にはなっているけど、形だけなので。79 ページ。この辺は基本ルールの中に入れた方が良いでしょうかなと。基本条例で謳っているから、執行部にちゃんとしてよと言う根拠になるのかなと思ったのですが。それはまたどこかで検討してもらえればと思います。よろしく願いします。

江角委員長

はい。佐々木委員。

佐々木委員

話がありましたが、私も二元代表制の市長にはものすごい、600 人、700 人の職員が中にいます。それらが市長を盛り上げてくれる。我々議会はわずか数人の職員さんが盛り上げてくれているので、この差をちょっとでも埋めるような職員さんの位置付けというか増員も含めて、そういうことが議会強化にもなりますし、二元代表制のよりやりあえる位置付けというか、そのようになると思うので。今回 1 名減って非常に残念なのですが、1 名入れるということは市長側で言えば何十人入れることと一緒になので。比率で言えば。その辺の部分しっかりと執行部に、市長に、分かってもらいたいために、いま言われたように、もうちょっと何かそういったことが議会のものとして表せるような表現ができれば良いのではないかと思います。

江角委員長

条例提案をする場合にも、事務局の力をもらったりしなければいけません。どっちがどっちではないですが、そういった場面を多く作りながら

体制整備も必要だと思います。これも1つ、条文の内容をもう一度、お二人の方々の意見を踏まえてまた検討に挙げたいと思います。

第3章の、議員の活動原則。その中の17条についてご意見いただきたいと思います。森谷委員。

森谷委員

17条の参考ぐらいにぼやっと該当するかと思うのですが、自由な討議を重んじていくかという。委員会でもそうですが、許可を得ない発言とか、隣との大きな声での長い相談とか。今どことかぐらいだったら良いですが、進行中に相手の話が聞こえなかったり。話をしている時は聞くことができないはずなのですね。その辺を、委員会であればいい加減で良いのかどうかということ、はっきりしてもらいたいというのがあるのですが。この辺に関係するのかなと思うのですが。どこかで明確に、ルーズにするかはっきりするか、どこかで明確にするように落とし込みが必要なのではないかと思いますけど。

江角委員長

はい。自由な討議をするみたいな？

原田議長

それは全体に言えることだな。委員会だけではなくて。

江角委員長

西田委員。

西田委員

議員個人個人の自覚でちゃんと、やるべきだと。個人の自覚の問題です。

江角委員長

森谷委員。

森谷委員

私は議長のリーダーシップだと思います。

原田議長

厳しく言われた。

江角委員長

牛尾昭委員。

牛尾昭委員

本会議は議長、常任委員会委員長ですから。その裁量権の中ですから、そこでちゃんとやってもらえれば、いま森谷さんが言われたようなことは無いはずなので、理論的には。その辺で徹底してやってもらうしかないのではないですかね。

江角委員長

はい。敢えて確認することでもないかもしれませんが、本会議では議長、委員会では委員長のところで、森谷委員が言われたような点、それから西田委員が言われたような点、そういったところを徹底していただきたいと思います。いいですか今のところは。

(「はい」という声あり)

次の、第18条、政務活動。これも牛尾昭委員発案で一円からの公開等を一通り全部やったという意味合いでは、提案も少ないとは思いますが、条文どおり活用していただきたいと思います。次長。

小川次長

これについては兵庫県の県議会議員さんの関係で、全国的に非常に注目を浴びています。うちの議会事務局に問い合わせがあったのは、あれからここまで1件のみです。金額もこのくらいという話で、それだったら良いわと仰って。兵庫県議みたいに年間600万円ももらっているのに、領収書も付けられないというような、何に使うか分からないということはありませんし、うちは10万円だろうときちんとしてもらおうということで、研修に行かれる時には研修の申請をしてもらって報告もしてもらって、きちんと対応してありますので、政務活動費については、うちは全国的にもトップレベルの整理をしていると思っているので、自負しても良いかなと思

います。

江角委員長
牛尾昭委員

はい。牛尾昭委員。

その件で次長、例のいつか僕が言ったあの件の、進捗状況を教えてください。

小川次長

はい。後の検討項目の中でもう1回出てくるのだと思いましたが、一応言っておきますと、第3者機関でのチェックをどうかという話があつて。代表監査委員さんにも見てもらえばというご意見がありましたので、あの後、監査委員事務局へ行ってお願いはしてあります。こういう議会改革の特別委員会で、第3者機関のチェックということで代表監査委員さんにも目を通してもらえればという話があるので、話をしてみてくださいということで。事務局には話はしてあります。ただやっぱり、代表監査委員さんに見てもらおうと24人分の政務調査費を一度全部チェックをかけないといけないので、あそこも選管と監査が一緒になってしまって人数が減らされて、今どこもそうなのですが人数が減らされて。話はしてみますということは事務局長から聞いているので、また話を、代表監査委員さんにしてもらえるのだらうと思っています。

江角委員長

お願いします。また、ここの委員会の役割ではないかもしれませんが、政務活動費がなかなか使いにくいとか。今までよりは使いやすくなったのですが、そういうこともあるので、また詳しい所に目を通していただいて、もっとうるいことに使えないかということがあれば、この委員会ではないとは思いますが、出しただけければ。また、目を通していただければこんなことにも使えるのかということもあると思いますので、お願いします。はい、次長。

小川次長

政務活動費、使いやすさを取るのか、それともきちんと明らかにできる方を取るのか、難しいところだと思います。あくまでも政務活動費というのは補助金と一緒になのです。議員の皆さんに補助金でやっている枠内だったら何でも使っても良いですよ、最終的に報告してもらったらそれで良いですという形になるのだけど、その辺で、領収書も取れない、自家用車の時に、ガソリン使ったとか高速使った所も分からない。今問題になっているのは例えば、今は政務活動費ですから泊まりが付いたら実費清算ですよ、それで領収書を付けてもらいますよね。議会によっては、普通の旅費計算みたいに定額で、これ使っても良いですよ、領収書が無ければ定額でも良いですよということをやっている所がこの前出ていました。そんなことあり得るのかと思いましたが、そういういい加減な使い方をしている所があるから、今問題になっているのであつて。ただ使いやすい方が良いのか。今うちなんかは先ほど言ったように、政務活動費を使って研修行きますというのを出してもらって報告してもらってやっていますが、そんなの要らない、後で全部領収書が付いていけば良いや、という使いやすさにするのか、それとも、補助金なのだからきちんとした整理をして報告がなければいけないのか、どちらを取るかだと僕は個人的には思っています。

江角委員長
牛尾昭委員

はい牛尾昭委員。

いま委員長が言ったのは、今のやり方の中でもう少し幅を広げた方が良

いのではないかという、多分そういう意見だと思う。

江角委員長

まだ目を通してない方もおられて。この時でしたかね、海外の友好都市ともできるのでしょうかとかいうようなことも。

小川次長

政務調査費から政務活動費に変わった時にだいぶ整理してくれて、論議もして、前より使える範囲はだいぶ広がっているので、非常に使いやすくなっていると思いますが。まだこのぐらいだったら良いのではないかと、というようなことがあれば。法律の枠内で。

江角委員長

ということです、はい。では次の、第 19 条、議員研修についてどうでしょうか。これも、活用をどのようにしていくかというようなことになろうかと思います。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

3 項なのですが、県大も最近結構新しい講師の先生方がお見えになっているので、意見交換会を積極的にやった方が良いのではないかと。大学の先生だったら謝礼もそんなにかからないはずなので。かつては弁当代だけで良いという時代もあったので、お願いしたら。3 にわざわざ載っているので、活用を、例えば最低年 2 回ぐらいやろうよというようなことで、やった方が良いのではないかと。決めるとしなければいけないから。

小川次長

そうですね、別所先生との意見交換会以来やってないですからね。

牛尾昭委員

やってないから勿体ないと思うのですけどね。

江角委員長

委員会でどのように議運にお返しするか、そういう問題も含めてお返しするようになるのか。実施されているかどうかとも検討になっているので、目的が達成されているか。その辺も含めてもし盛り込めるものなら、また議運にお返ししていきたいし、返すまでもなく議論されるのであればそれで。はい分かりました。

では次の政治倫理。先ほど少し森谷委員から出ましたが。見直しする必要があるのではないかとというようなご意見もありましたが。そうすると、どこで確認をしてということなのですが。まあこれはこの条文の見直し、ここを見直すということになる。条例そのものもということなので。またこれはどこかで正式な議題に載せないで。

小川次長

はい。前回までのところに、政治倫理条例を見直すと、検討項目にありました。この前話をした中で、政治倫理条例は一旦は議運か何かに、今回も検討項目から外してありますが、まずは議運でどうするかを検討されて、もしその中で条文等を議会改革側で検討して欲しいと言われたら、こちらで検討する。一義的には、倫理条例というのは議員さんが皆で倫理を守ろう、決められたことはちゃんと守ろうという条例なので、まずは議運で、そうだねこれはちょっと改正が必要だねということで、ただ条文については議会改革でやってねと振られたらやるのですが、一義的には議運で検討されるべきものかなと、事務局としては思っています。

江角委員長

そうなると思います。そういうこともちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。私は議運でどうしろこうしろということとは言えないので、意見を参考にさせていただけたらと思います。

次の第 4 章に入ります。市民参加、市民と議会との関係。情報公開のあ

り方については色々ずっと議論に出ていますので、それはまた同じ内容だと思いたすが、次長。

小川次長

補足しておきますと、ここに24年の条例第39号で一部改正というのがあります。前も話したかもしれませんが、第3項を付け加えているのが一つ。賛否の公開をする時にこの条文も入れて各議員の態度を広報紙で公表すると、意思を明確にするというのが一つです。これを入れて作っていますので、改正をしているということを確認していただきたいと思いたす。

江角委員長
森谷委員

はい、森谷委員。

21条についてですが、1項2項について。情報公開と原則として公開というのがあります。それが政治倫理審査会については非公開になっています。この辺のバランスが全然取れていないと思うのだけだ。それから、条文一般にですが、誤解がないように分かりやすく。ああでも取れるこうでも取れるということがないようにすべきと思いたすね。

江角委員長

そういうこともあって「原則」ということになっているのでしょけだも。またこれも、先ほどの政倫審との絡みもありますので、ここで政倫審の中身を議論検討ということにはなりません、これも参考にしていただけたらと思いたす。

他にございませんか。

(「ありません」という声あり)

はい、では次の、第22条、重要案件の意見交換会ということだす。最近行われたことでもありますが。そんなことも踏まえて何かご意見ありましたら。次長。

小川次長

重要案件の意見交換会、これもご存知のとおり要綱を、意見交換会規程を作って、制度的には作っていまして、1年半ぐらいなかなかこれに則った意見交換がなされませんでした、これも話したかもしれませんが、作っってから2回ぐらい、したいという申し込みはあったのですが、向こうの事情で取り下げをされたのでやってなかったのだけだ、今回ようやく福祉環境委員会がリサイクルの関係で意見交換会をしていただきました。もっともっと市民の方から、こんなことについて意見交換がしたいというのが挙がってきて、もっともっとできれば良いなと思いたす。

江角委員長

市民からの要望ということもありますが、議会がむしろ活用していくことがまだできてないと思いたすので、委員会単位等が一番ふさわしかったり、視察に行かれてグループと視察に関する団体みたいな所との交換会みたいなことも、やろうと思えばできると思いたすので、活用を促すようにと思いたす。この件についてはよろしいですか。

(「はい」という声あり)

では最終ページ、第23条の議会報告会。次長。

小川次長

これについても、議会報告会規程を作って毎年1回以上という形でやっています。ですからこのとおりに開催するということこの条文そのものは、できていう形だす。あとは広報広聴委員会の中でも話があるのですが、これ1回以上となっているのでもっとできる可能性があるのではないかとということだす、多分議会広報の中では今後検討していかれるのだらうなと

はと思いますが、今の段階では実行できていると。引き続きこれもしていくべきだろうと。

江角委員長

また具体的な内容の関係等については、また広報広聴なり議運なりで。では第5章に入り、議員定数及び議員報酬の件でお願いしたいと思えます。これも条文に、議会側もそれが議論して提案できるようにということを謳い込んだものです。何かこの点についてご意見ありますか。森谷委員。

森谷委員

言いにくいし、まだよく分からないのですが。ベテランと新人が同じ報酬というのも、私にとってみれば不思議だなというところがあります。それから、イメージとしてこれで生活できる金額ではありませんよね。二人大学に行かせるとか。この辺はどうしろという案はないですが、捻りを加えても良いのではと思いますけどね。世の中には存在していないのかもしれない。もっと言いたいけど言えません。流石に。

江角委員長

定数の関係はこれまでもずっと議会で結論を出してきましたが、報酬のところでは今までなかったのです。ないのを謳い込んだわけだから、それは検討に値するかもしれないし、通年議会等とセット、それから次の議員定数等ともセットで、条文に書かれているから議論はする必要があるかもしれない。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

2年に1回、報酬審議会を開くことになっていますよね。あれは今履行されているのかな、きちんと。

小川次長

やっています。

三浦局長

2年に1回が少ないから毎年ということで話が出ていたはずなのですが。

牛尾昭委員

そのことをここへ謳い込むわけにいかないだろうしね。

三浦局長

報酬審で検討される事項なので、議会側から、あるべき姿はこうなのだというものを出して審議していただくことが大事かとは思っています。

江角委員長

議長。

原田議長

条例に直接関係ないのですが、前に話があったと思うのですが、報酬の中で、委員長さんの分です。これについて前に若干話があったのではないかと思うのですが。今は一緒ですよ。その辺はかなり、委員長が出られることもあるので、検討してもらおうようなことをしていかなければいけないのではないかなという気はしています。あれはどうなっているのかな。

江角委員長

澁谷委員から提起があって、検討項目に入れたのかな。

小川次長

入れてないと思います。

澁谷委員

政務活動費等でも印刷されて広告を出されている費用ということ繰り返しているのですが、全然検討してもらってないですから。

江角委員長

牛尾昭委員。

牛尾昭委員

多分その議論をした時に、旧浜田市議会の話ですよ、正副委員長は名誉職ということで、報酬をするというのは馴染まないという話をどこかで聞いてきている。だからそういうものなのかなと思っているのです。他市を見るといくつか、委員長が少し1万円ぐらいもらっている所もありますが、それよりも議員報酬そのものが低いので、例えば旧浜田市議会では一般議員は35万円。復元してもらえば。上げてもらうのではなく元に戻してもらおうような。どうしてあれカットされたかと言えば、新しい議員はご存知

ないでしょうが、合併前に自治区長の報酬が高すぎると。最初 60 万円の提示があったのです。自治区長に 60 万円などとんでもないということで、当時の町村長を相手にその議論をしました。それでカットになって 54 万円になった。そうしたらその会議の後、区長の報酬をカットしたのはけしからんと。当時の浜田市議会の報酬は高いことないのかと言うので、片一方をカットしたからもう片方もカットということで 33 万円になったという噂を聞いている。僕はその辺があるので、正副委員長さんの件も必要なのだろうけど、せめて報酬を復元、元に戻すという、旧浜田市議会の 35 万円ぐらい戻してよという話を、是非。ここで話すべき問題ではないと思うけど。どこかでまとめてもらって、議長団から報酬審に言ってもらおう。まず復元してもらおう。それから正副委員長の増額の件を言ってもらえば良いかなと思うのですがいかがでしょうか。

江角委員長

決して意見を排除しているわけではないので。皆さんに言われた分を総合して、改革の一つのテーマにして、結論がどう出るかは別として 1 回は議論をしても良いかも分かりませんので、そのまとめでよろしいでしょうか。改革のところのテーマに挙げる、ということにさせていただきたいと思います。

それから次の第 6 章、見直し手続きは今ここでやらせていただいているということですが。これについて先ほどの報告でも 1 年だとか 2 年だとかいうのもありますがいかがでしょうか。次長。

小川次長

先ほどありました、1 年ごとにやっている所と 2 年ごとにやっている所、4 年に 1 回という所があります。見ていて思ったのが、一般選挙を経た任期開始後に、速やかにこれが達成されているかどうかを検討するという形になっているのですが、今回みたいに 9 人ぐらい新人議員さんが出てきて、検証する人も委員さんの半分ぐらい新議員さん、みたいな形になってしまうと、では前の条例はどうなっていたかってそれは分からずに検討にあたるというのが、ちょっとどうなのかな。僕もすみません、選挙が終わった任期開始後にやるという、これをやられた経過が勉強不足で分からないのですが、この辺を知っている方がおられたら教えていただけたらですし、もし本当だったら、改選の直前ぐらいに 1 回やるのが本当なのかなと思ったりもしたので。そう思いました。

江角委員長

特段何かこう、後にするか始めにするかみたいなことではなかったように思うのですが。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

議会が変わるので、前の議会の議員で作った基本条例が、新しい議員で変わると、そうすると新しい顔の中で良いかどうかを審議すべきではないかなということで。ただそれだけで、新しいメンバーに変わって議論しにくいということではなくて、多分新しいメンバーでもう 1 回基本条例を検討検証すべきではないかなということで、それだけで来たと思います。そんなに深い意味はないというか。だからそれ以上議論していない。

江角委員長

まあ新しい議員さんもこうして議論することによって、それこそ条文の持つ意味がだんだん分かってくることもあるので。また同時に新しい目ですよね。僕らは当たり前のようにやっていたことが、新しい目で見るとち

よっとうこうした方が良いのではないかということもあるので。

小川次長 ですね。引き続きやっておられる方はやっておられる方で、今までこんなことをやってきたよという話もできるし、新人さんは新人さんで、ぱっと見てこの分はどのなのだろうと、これが今の時代にそぐうには色々な意見出してもらっているけども、そういう意見も出てきて両方抱き合わせて良い方にしていけるという形でこういう形になっているということでも良いですね、了解しました。

江角委員長 ありがとうございます。それでは全般通しましたけども、いくつか今後議論を深めていこうということがございましたので、その点についてはまた整理して、議論に乗せたいと思います。また、今日初めて見て考えられた方もおられると思いますので、持ち帰っていただいてもう一度ゆっくり、次の辺りまでは、もう1回ここはこうしたらどうかということについてはご意見うかがいたいと思いますので。また会派の中でも若干強い意見があればまた聞かせていただきたいと思います。

今日の件全般を通して、補足として何かあればうかがっておきたいですが、よろしいですか。はい。また次も出していただけるということで確認させていただきましたので、今日のところは議題1は置きたいと思います。

2. 検討項目の確認について

議題2について、表裏の資料を作っていただいています。まだ若干時間があるので、これは事務局側で整理をしていただいた1つの素案ですので、今日また意見をいただいて、これは検討しておいた方が良いということがあれば、差替えをしていきたいと思います。まず次長からざらっと。

小川次長 この前お話をした形で。先ほど委員長も言われたように、叩き台ですので。前回私が説明して、これは検討した方が良いのでは、これは検討しなくても良いのではないかという、ある程度私見も含めて説明をしましたが、あくまでも叩き台として、あれを2つに分けて整理したということですので。下から上に行くのがあっても良いし、上から下へ降りるものがあるあっても良いし、先ほどみたいに議員報酬の件ちょっと検討してみようかという話もあれば、そういうのを付け加えていっても良いしと思っていますので。協議していただければと思います。

江角委員長 はい。では上下よく見ていただいて、特に下の方でこれは検討項目に上げた方が良いということで、1ページ目の下段から裏面の内容でもしお気づきの点があれば、意見をいただきたいと思います。また逆の面もあるかと思っています。目を通していただきたいと思います。

森谷委員 すみません質問なのですが。

江角委員長 はい、森谷委員。

森谷委員 済みとか検討とか未定とか書いてない、空欄のものは何でしたっけ。

小川次長 未検討ですね。だいたい未検討ですが、例えば11番の発言通告書のFAX・メールというのは、ちらっと話は出たのだけでも検討までは至っていない、中途半端なものです。未検討でもない、検討中でもないという部分が、僕が書けなかったの。どう入れて良いか分からなかったという話で

す。

江角委員長　でも確認はしていたのではないかということもあったり。だから検討にしましょうということで上に上がっている。検討項目に。今後検討していこうということです。森谷委員。

森谷委員　裏にもありますよね。イメージは未検討ですよ、検討してないのだから。

江角委員長　はい。牛尾昭委員。

牛尾昭委員　ちょっと気になった所。1 ページ目の質問のあり方。質問の中での議員の呼称等と書いてあるじゃない、15 番目。これは議会改革の中で、呼称については何とか議員何とか議員というようにやろうと変えてからこう来ているので、これをまた変えるという意味なのかな。

小川次長　いや違います。ここは、質問の中で同僚議員ではなく個別の名前を挙げたりしているのがあるのでどうなのかとあって、検討して欲しいというのがあったので、その関係です。

牛尾昭委員　固有名詞を挙げるか、そういう。そういうことか。思い出した。

小川次長　その件です。

江角委員長　どうでしょうか。時間があつた方が良いですか。

小川次長　この前話をした中で僕が、これを項目に挙げるかどうかも含めて検討すべきじゃないかという部分が、下の検討しないの方に全部挙げているので、その辺も協議してもらって、検討すべきだということにするのか、本当に検討しなくていいのか。

江角委員長　時間があるので、また持ち帰ってもなかなかまた…。ちょっと順番にざっと見てまいりましょうか。

小川次長　できれば、上の欄は検討するというにしておいて、下の方からこれは挙げておいた方がよいというのがあれば、意見を出してもらった方が早いかなと思っているのですが。

江角委員長　7 番のところが質問のあり方。これは意見が出ましたので、条文を今日のところで変えるという議論ではないので、この改革のところでこれは議論しても良いのではないですか、ということでもとめたつもりなのですが。政倫審は、ここで…議運であれしてもらえば。どんな正式のあり方になるやら分からないけれど。

小川次長　政倫審の件は議運でということですが、1 点。前も言ったかもしれませんが、実は 25 年度の監査報告が、毎年監査が、決算監査はこうやって一括でやりますが事務監査は毎年やります。その事務監査の関係で議会事務局についても事務監査があつて、その中で政治倫理条例、他市ではこんな部分もありますので、取り上げて協議されたらいかがでしょうか、みたいな報告もいただいていますので、それを 1 回議運に出して、このように言われていますということで検討を、いつかの時点ですればなというふうには思っています。

江角委員長　一応議運で。また事務局の方から。ボードもこの前要綱が出て、今持ち帰ってもらってこの辺りのところで決まっていくのかもしれませんが、これもここでは終わっておきます。

牛尾昭委員
小川次長

15番はどうだったのかな。

15番は当然発言通告を執行部が見てから答弁書を書くのだから、もらったかどうかという話もあったのですが、それは個別でやってもらって現行どおりでおこうということで決着がついていますので。

江角委員長
小川次長
江角委員長

では7番あたりですね。

7番あたりを全部15番と抱き合わせでちょっと。

はい。この検討項目についてはよろしいでしょうか。余程のことがない限り、この委員会ではこれを検討していくということにしますので。少し状況が変わってこれは絶対に当委員会でも議論していかなければいけないというものが議運から来た場合は別ですが、一応これで精査したもので議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3. その他

小川次長
江角委員長

その他で何か。事務局から何かその他ありますか。

特にはないです。

ないようでしたら、皆さんよろしいですか。次回は1回どこかで。

(以下、協議)

では10月2日の13時半ということでもよろしくお願ひします。ご協力いただき、少し早めに終わることができました。また今度、条文をしっかりと見ていただいでおいでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。はい、平石副委員長。

平石副委員長

創風会からお詫びを申し上げたいと思ひます。本日は岡本委員が連絡が取れない状態で無断欠席という形になってしまいました。最近、うちの会派員が議運を欠席したり、そういったことが大変多く起こっております。会派へ帰って、このようなことがないように徹底したいと思ひますので、今日は皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫びさせていただきます。すみませんでした。

(「はい」という声あり)

では以上で終わります。お疲れさまでした。

(閉議 11時 06分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和

㊞